

北海道市議会議長会会則

○昭和23年	7月20日	議決	制	定
○昭和24年	11月26日	議決	(改	正)
○昭和26年	6月24日	議決	(改	正)
○昭和30年	6月1日	議決	(改	正)
○昭和32年	8月22日	議決	(改	正)
○昭和33年	2月11日	議決	(改	正)
○昭和33年	9月25日	議決	(改	正)
○昭和34年	9月15日	議決	(全文改	正)
○昭和37年	2月13日	議決	(改	正)
○昭和38年	6月6日	議決	(改	正)
○昭和41年	7月13日	議決	(全文改	正)
○昭和43年	10月22日	議決	(改	正)
○昭和56年	11月4日	議決	(改	正)
○昭和58年	11月8日	議決	(改	正)
○昭和60年	11月15日	議決	(改	正)
○平成6年	11月1日	議決	(改	正)
○平成16年	10月20日	議決	(改	正)
○平成19年	10月29日	議決	(改	正)
○平成20年	4月24日	議決	(改	正)
○平成21年	4月23日	議決	(改	正)
○令和6年	10月21日	議決	(改	正)

(名 称)

第1条 この会は、北海道市議会議長会という。

(組 織)

第2条 この会は、北海道の各市議会の議長及び副議長をもって組織する。

2 この会は、全国市議会議長会北海道部会を兼ねるものとする。

ただし、この場合の構成は、前項の規定にかかわらず議長のみとする。

(目 的)

第3条 この会は、道内各市間の連絡協調を図り、地方自治の拡充強化及び都市の興隆発展に資するとともに全国市議会議長会北海道部会としての任務を達成することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 地方分権の推進及び地域課題の解決のための相互連携及び情報共有
- (2) 市議会の制度及び運営に関する調査研究及び研修の実施
- (3) 前各号の実現を図るための必要な運動
- (4) その他必要な事項

(事務所)

第5条 この会の事務所は、会長所属の市に置く。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名（うち1名は、会長が全国市議会議長会の部会長を兼ねない場合、その部会長をあてる。）

理 事 7名（うち2名は、定期総会の開催市議長及び次期開催市議長をあて

る。)

監 事 2名

(役員を選任)

第7条 役員は、定期総会において選任する。

2 役員に欠員を生じたときは、役員会において後任を選任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理し、全国市議会議長会の部会長を兼ねることができる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代理する。

3 会長、副会長ともに欠けたときは、年長の理事が一時会長の職務を行う。

4 理事は、議決事項の実現に関する事項を掌理するとともに全国市議会議長会の理事を兼ねる（定期総会の開催市議長及び次期開催市議長の2名を除く。）ことができる。

5 監事は、この会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、定期総会において選任されたときから、次の定期総会において後任者が選任されたときまでとする。

2 第7条第2項の規定により選任された役員の任期は、その選任されたときから前項の役員改選の定期総会において後任者が選任されたときまでとする。

3 役員は、再任されることができる。

(総 会)

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回あらかじめ総会等において決定した市において開催する。

3 臨時総会は、会長において必要と認めたときに開催することができる。

(総会の招集)

第11条 総会の招集は、会長が行う。

(総会の権限)

第12条 総会は、この会則に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) この会の重要な施策及び運営に関する事項

(2) 全国市議会議長会その他関係機関に提出する議案

(3) 決算の認定

(4) 慶弔に関する事項

(5) 会則の改正

(6) その他会長において必要と認めた事項

(総会の定足数、議長及び表決)

第13条 総会は、会員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

2 総会の議長は、開催市の議長がこれに当たる。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事で組織し、この会則に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) この会の施策及び運営に関する事項

(2) 予算

(3) 全国市議会議長会評議員会に提出する議案

(4) 総会の議決事項の実現促進

(5) 総会の運営に関する事項

(6) その他会長において必要と認めた事項

2 役員会は、前項の規定にかかわらず緊急事件につき総会に代わって議決することができる。

3 第1項第1号から3号まで及び前項の規定による議決については、会長は、これを次の総会に報告し承認を求めなければならない。

4 役員会には、この会の会員から選出された全国市議会議長会の会長、副会長及び監事が出席して意見を述べることができる。

(役員会の招集等)

第15条 役員会は、会長において必要があると認めたとき招集する。

2 役員会の議長は、開催市の議長がこれに当たる。

3 役員会は、構成員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

4 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(支部)

第16条 この会に支部を置き、その区分は別表による。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、国の会計年度とする。

2 本会の経費は、各市の負担金、寄付金その他の収入をもってあてる。

3 負担金の種類は、各市が均等に負担する均等割と各市が官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口に基づき負担する人口割とする。

4 均等割の額の総額と人口割の額の総額は、概ね1：3の割合となるようにし、各市の均等割及び人口割の額は、定期総会において定める。

(収入及び支出)

第18条 収入は、幹事長の収入命令、戻入命令及び更正命令によって行う。

2 支出は、幹事長の支出命令によって行う。

(事務局)

第19条 事務局に必要な職員を置き、会長が委嘱する。

(補 則)

第20条 この会則の施行に関し、必要な事項は別に会長が定める。

附 則 (昭和 41 年 7 月 13 日議決)

1 この会則は、昭和 41 年 7 月 13 日から施行する。

2 北海道市議会議長会会則 (昭和 34 年 9 月 15 日議決) を廃止する。

附 則 (昭和 56 年 11 月 4 日議決)

この会則は、昭和 56 年 11 月 4 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 11 月 8 日議決)

この会則は、昭和 58 年 11 月 8 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 11 月 15 日議決)

この会則は、昭和 60 年 11 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 11 月 1 日議決)

この会則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 10 月 20 日議決)

この会則は、平成 16 年 10 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 10 月 29 日議決)

この会則は、平成 19 年 10 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 24 日議決)

この会則は、平成 20 年 4 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 23 日議決)

この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 10 月 21 日議決)

この会則は、令和 6 年 10 月 21 日から施行する。

別 表

支 部 名	所 属 市
道 西	札幌、小樽、江別、千歳、恵庭、北広島、石狩
道 南	函館、室蘭、苫小牧、登別、伊達、北斗
道 央	岩見沢、夕張、美唄、芦別、赤平、三笠、滝川、砂川、歌志内、深川
道 東	釧路、帯広、北見、網走、根室
道 北	旭川、留萌、稚内、士別、紋別、名寄、富良野